

諮問番号：平成30年度諮問第15号
答申番号：平成30年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇府税事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づく法人府民税均等割決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 審査請求書、反論書及び大阪府行政不服審査会に提出された主張書面における審査請求人の主張の要旨

ア 審査請求人の収益事業に対する申告を行わなかったことに対して、地方税である府民税の決定処分がなされたことについては、その中の均等割額の部分を除いては、特に異議はない。住民税本税に対する法の規定と、均等割に対する規定とは、明らかに別個のものとなっており、審査請求の対象とするのは均等割の部分に対してであり、申告自体が無申告となっているが故に、本税部分と均等割部分が処理として必然的に一体化され、内容的にも正当化されるものとはいえないものとする。

イ 均等割に関する法による課税要件は、法第52条第3項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「法施行令」という。）第8条の11第2項において定める事務所、事業所又は寮等を有していた月数に応じて算定するものとしている。つまり、審査請求人が当該事業年度に「事務所、事業所又は寮等を有していた期間」に課されるものと認識している。

ウ 対象とする事務所等の意義については、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（各都道府県知事あて総務大臣通知、平成22年総税都16号。以下「総務大臣通知」という。）の第1章一般的事項第1節通則6「事務所又は事業所」の規定の中に「宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること」と規定されている。上記の趣旨を踏まえると、事業に関する経常的な管理を行うために事務員が配置された独立した事務所を指しているものと理解できる。

エ 審査請求人の収益事業の内容は、関連法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「関連法人」という。）の大阪府下の10か所の葬儀場において、会葬者に対して行う念珠等の仏具を販売するものである。その販売商品は、関連法人の〇〇〇〇〇〇〇〇事業所の別棟の倉庫の一角に、関連法人の商品、備品等と共に収納されており、葬儀の際等に葬儀担当者が必要な商品を取り出し葬儀場に移動させる形態で営業している。審査請求人の商品の出入の記録に関する事務の従事者は1か月に1回程度商品の出入記録をまとめる程度で常駐者ではなく、出入り時以外、当該倉庫は施錠されている状態にある。また、その従事者は審査請求人の従業員ではなく、関連法人の従業員である。

オ 審査請求人の実態は、事務所というべき独立した機能を持ったものではなく、専属の従業員もなく、事務量に合わせて機能を分散した形で運営しているものであり、法の趣旨及びその解釈通達の規定からみて、課税対象となるべきものとは考えられない。処分庁は、当然にある事務所としての機能が備わっておれば事業所、事務所の機能が分散していても一つのものとして認定できると主張しているが、審査請求人には該当する事務所又は事業所はないと判断すべきで、原処分は法令取扱通達の規定の範囲を逸脱したものである。

(2) 平成30年11月22日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の概要

ア 均等割の課税対象は「事務所・事業所等の設置」とされている。「事務所・事業所」の定義について、処分庁は切れ切れでも寄せ集めれば一つの事務所的機能があるという見解であるが、「事務所・事業所」と書いてあるから、機能でなく有体物の規定である。事務所の機能があればその機能に課税するという事は、形のないものに課税することになり、疑問である。〇〇〇の代表者や住職については、宗教法人としての通常業務ではなく常駐の者は事務員も含めていない。

イ 関連法人が売る仏具・念珠は、売れた個数が販売数で、種類ごとに販売数を記録し、葬儀の現場を統括する関連法人の職員が倉庫のある〇〇〇〇〇〇から運び出して補充する。念珠の製造者から買い付け（仕入れ）をする主体は審査請求人であり、審査請求人が念珠を仕入れて、関連法人に売り、関連法人から代金決済として審査請求人に入る。仕入代金の支払者は審査請求人であるが、発注書類、振込関係書類、伝票等は関連法人の経理部で保管している。宗教法人の収益事業の実施及び念珠販売の意思決定について審査請求人代理人は把握していないが、関連法人が主に判断をしている。

ウ 収益事業の国税の申告書の住所は〇〇（以下「本件住所地」という。）で、伽藍の所在地である本件住所地

は宗教法人の主たる事務所の所在地である。宗教法人であっても収益事業があればその部分について申告義務が生じることから、申告書の住所を本件住所地にしたのは、〇〇〇の主たる事務所の所在地であるからである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人が行った申告等について

審査請求人によると、宗教法人である審査請求人は、仏具販売を内容とする収益事業を行っている。宗教法人が収益事業を行う場合、道府県民税は非課税とはならず、当該収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県において道府県民税が課される。

審査請求人が〇〇〇税務署長に提出した収益事業開始届出書には、収益事業を営む事業場等の所在地欄に本件住所地が記載されている。また、審査請求人が大阪府知事に提出した収益事業開始申告書（大阪府税規則（昭和36年大阪府規則第26号）様式第32号。）には、事務所等の名称欄に審査請求人の名称が記載され、事務所等の所在地欄には、本件住所地が記載されている。

審査請求人は大阪府内の本件住所地が収益事業を行う事務所又は事業所の所在地として、所在地を所管する〇〇〇税務署長に対し本件事業年度分の法人税の確定申告を行っている。

審査請求人は収益事業を行っていることは認めているが、その収益事業を行う事務所又は事業所を有していない旨の主張をし、法人府民税均等割の課税対象ではない旨を主張しているため、収益事業を行う事務所又は事業所が本件住所地であると解されるかについて検討する。

(2) 事務所又は事業所について

審査請求人の事業の形態は、販売に係る現場実務を関連法人に委ねる形で行われており、その販売商品は、関連法人の事業所〇〇〇〇〇〇の別棟の倉庫の一角に、関連法人の商品、備品等と共に収納されており、葬儀の際等に葬儀担当者が必要な商品を取り出し葬儀場に異動させる形態で営業しているなど、事務所としての機能が分散していると主張する。しかし、審査請求人の経営等の意思決定などといった、審査請求人が自ら行う性質の業務は、

損益計算書に売上や水道光熱費等の費用が計上されているなど、申告書類の内容から判断すると、審査請求人の主たる事務所である本件住所地で代表役員によって継続して行われているとみるのが相当であり、本件住所地には、物的設備及び人的設備が認められるので、審査請求人の申告どおり、本件住所地に収益事業を行う事務所又は事業所があるものと認められる。

(3) 本件処分について

以上のとおり、収益事業を行っている審査請求人には道府県民税の納税義務があり、当該収益事業を行う事務所又は事業所が大阪府内である本件住所地に所在していると認められ、本件事業年度の法人府民税均等割額〇〇〇〇〇〇円が決定される。

(4) その他

審査請求人は、住民税本税に対する法の規定と、均等割に対する規定とは、明らかに別個のものとなっており、本税部分と均等割部分が処理として一体化され正当化されるものとはいえないと主張するが、本件処分には理由があり、審査請求人の主張を認めることはできない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年 9月28日	諮問書の受領
平成30年10月 2日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月19日 口頭意見陳述申立期限：10月19日
平成30年10月10日	第1回審議
平成30年10月15日	審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領
平成30年10月23日	大阪府行政不服審査会から処分庁に対し資料提出の求め
平成30年10月25日	処分庁から資料を受領
平成30年11月 1日	第2回審議
平成30年11月22日	審査請求人の口頭意見陳述実施、第3回審議
平成30年12月20日	第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 道府県民税は、道府県内に事務所又は事業所を有する法人に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額によって課する。(法第24条第1項)

- (2) 宗教法人に対しては、道府県民税の均等割を課することができないが、物品販売業等の収益事業を行う場合はこの限りでないとしており（法第25条及び法施行令第7条の4及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条）、この場合の道府県民税は、(1)の規定にかかわらず、当該収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県において課する。（法第24条第4項）
- (3) 宗教法人が新たに収益事業を開始した場合、その納税地、事業の目的、収益事業の種類、収益事業を開始した日を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（法人税法（昭和40年法律第34号）第150条）
- (4) 事業を開始した法人は、その事業を開始し、又は事務所若しくは事業所を設けた日から二月以内に、住所、名称及び法人番号、事務所又は事業所の所在地、事業の種類、事業を開始し、又は事務所若しくは事業所を設けた年月日を知事に申告しなければならない。（大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「府税条例」という。）第41条の11）
- (5) 事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであるとしており、また、附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないが、宿泊所、従業員詰所等で、番人等のほかに事務員を配置せず、専ら内部的、便宜的目的のみに供されるもの、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる仮小屋等は含まれないものであると解されている。（総務大臣通知第1章第1節6）
- (6) 大阪府において収益事業を行う宗教法人に対する府民税の均等割の税率は、年額2万円とされ、事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定することとされている。（府税条例第30条第1項、第2項及び附則第20条の3第1項第2号）
- (7) 法人の道府県民税について、納税者が申告書を提出しなかった場合は、道府県知事は、調査によって申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定する。（法第55条第2項）

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、審査請求書等）、本審査会が実施した口頭意見陳述の聴取結果記録書及び処分庁から提出された資料等（以下「資料等」という。）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇日、〇〇〇税務署長あて、収益事業開始届出書を提出した。同書面には、本店又は主たる事務所の所在地、納税地及び収益事業を営む事業場等の所在地として、本件住所地が記載されて

いる。

- (2) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇日に、公益法人等・人格のない社団等収益事業開始申告書を処分庁に提出した。同書面には平成〇〇年〇月〇日から収益事業として物品の販売を開始したこと、収益事業を行う事務所又は事業所の所在地は本件住所地、名称は〇〇〇であること等が記載されている。
- (3) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に、〇〇〇税務署長に対して、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までの事業年度に係る法人税等の確定申告を行ったが、処分庁に対しては申告を行わなかった。
- (4) 処分庁は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人あて申告督促を送付した。
- (5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人代理人から、審査請求人の収益事業の形態は課税対象として規定している「事務所・事業所」には該当するものがなく、申告義務はないとする旨の見解を聞きとった。
- (6) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は法人所在地の現地調査を行った。
- (7) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は、本件住所地为事務所・事業所と認定し、同年同月〇〇日付けで、本件処分を行った。

3 判断

- (1) 審査請求人は、審査請求人も認めているとおり、大阪府内において、収益事業を行っているので、道府県民税の納税義務を負うが、その収益事業を行う事務所又は事業所を有していないことから、法人府民税均等割の課税対象ではない旨を主張している。
- (2) 審査請求人の収益事業の具体的な内容に関して、審査請求人は、①念珠の製造者から仕入れ等を決定する主体は審査請求人であること、②審査請求人が念珠を仕入れて、関連法人に売却し、関連法人から代金決済等の所用の事務処理を経た上で、当該念珠の売却代金が審査請求人に帰属することを説明している。また、審査請求人は、分散して存在する各葬儀場において、審査請求人とは別法人の葬儀担当者が、念珠の補充の判断や実際の補充作業をしていること、さらに、総務大臣通知の内容等を踏まえ、審査請求人が収益事業を行う事務所又は事業所が大阪府内に一切存在しない旨を主張している。

ただ、法人が複数の地方団体に事務所等を有している場合、各地方団体に対して、当該法人は均等割の納税義務を負うことから、総務大臣通知は、複数の地方団体に事務所等を法人が有するか否かを判断する基準を示したものであり、少なくとも、一の地方団体においてのみ収益事業を行う法人の事務所等が一切存在しないことまでを総務大臣通知が示したものであると解することが、法の規定に沿った合理的な解釈であると考えられる。

また、審査請求人の収益事業に係る説明の具体的な内容も踏まえると、収益事業を大阪府内のみで行っているにも関わらず、当該収益事業を行う事務所又は事業所が大阪府内に一切存在しない旨の審査請求人の主張は、合理的な見解であるとは言えず、審査請求人の主張は認められない。

- (3) その上で、資料等を参照すると、①審査請求人が〇〇〇税務署長に提出した収益事業開始届出書の「本店又は主たる事務所の所在地」、「納税地」及び「収益事業を営む事業場等」欄の「所在地」の記載が本件住所地となっていること、②税務署に提出された法人税確定申告書の「納税地」の記載が宗教法人の登記上の主たる事務所である本件住所地となっていること、③処分庁に提出された公益法人等・人格のない社団等収益事業開始申告書において、収益事業を開始したとして、申告した「事務所等の名称等」欄の「所在地」の記載が本件住所地となっていること等に鑑みると、審査請求人の収益事業を行う事務所又は事業所が大阪府内の本件住所地に所在しているとの本件処分は、結論として、妥当である。
- (4) また、本件事業年度の法人府民税均等割額については、事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定することとされており、その金額に誤りもない。
- (5) 以上により、本件処分は、法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められることから、違法又は不当な点は認められない。
- (6) したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員（部会長）野一色 直人
委員 平岡 久
委員 松村 信夫